

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 5 号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和 6 2 年川崎市規則第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

別表元住吉駅周辺自転車等駐車場の項中

「

第 7 施設	川崎市中原区木月 4 丁目 770 番 7
--------	-----------------------

」

を

「

第 7 施設	川崎市中原区木月 4 丁目 770 番 7
第 8 施設	川崎市中原区木月住吉町 2, 032 番 9 ほか

」

に改め、同表登戸駅周辺自転車等駐車場の項中

「

第 3 施設	川崎市多摩区登戸 2, 461 番ほか
--------	---------------------

」

を

「

第 3 施設	川崎市多摩区登戸 2, 461 番ほか
第 4 施設	川崎市多摩区登戸 2, 343 番 2 ほか

」

に改め、同表読売ランド前駅周辺自転車等駐車場の項中

「

第 5 施設	川崎市多摩区西生田 1 丁目 2, 232 番 1
--------	---------------------------

」

を

「

第 5 施設	川崎市多摩区西生田 1 丁目 2, 232 番 1
第 6 施設	川崎市多摩区西生田 4 丁目 2, 298 番 1 先

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定中登戸駅周辺自転車等駐車場に係る部分は、同年 3 月 3 1 日から施行する。